

別記第6号様式（第6条関係）

年　　月　　日

様

函館市長

函館市U I J ターン新規就業支援事業に係る移住支援金の
交付決定兼確定通知書（再交付）

函館市U I J ターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱に基づき、 年 月 日付で発行した函館市U I J ターン新規就業支援事業に係る移住支援金の交付決定兼確定通知書について、 同要綱第6条の規定により再交付します。

記

- | | |
|--------------|---|
| 1 移住支援金の額 | 円 |
| 2 移住支援金交付の時期 | |
| 3 付帯条件 | |
- (1) この通知に係る移住支援金の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、文書をもって当該移住支援金の交付の申請を取り下げることができる。
 - (2) 移住支援金の交付申請日から5年以内に函館市から転出する見込みとなった場合、または移住支援金の交付申請日から1年以内に就業した企業等を離職する見込みとなった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (3) この移住支援金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。
 - (4) 事業の遂行にあたっては、この決定の内容およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもってこれにあたること。
 - (5) 事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、および関係する場所に立入調査を行うことがある。報告および立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、(6)に定める返還請求を行う場合がある。

- (6) 次のいずれかに該当するときは、移住支援金の全額または半額の返還を請求する。
- ア 移住支援金の交付申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - イ 移住支援金の交付申請日から3年未満に函館市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ウ 交付要綱第3－(2), 3－(5)－イ－(ア)において、移住支援金の交付申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - エ 北海道が実施する「地域課題解決型起業支援事業費補助金」に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - オ 函館市が実施する「函館市奨学金返還支援事業補助金」に係る交付対象者の認定を取り消された場合：全額
 - カ 移住支援金の交付申請日から3年以上5年以内に函館市以外の市区町村に転出した場合：半額

(備考)

- 1 フラット35（地方移住支援型）の金利引下げの適用について
 - (1) この通知書はフラット35（地方移住支援型）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - (2) 移住支援金の返還を請求された場合はフラット35（地方移住支援型）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - (3) 移住支援金を受領した者に対するフラット35（地方移住支援型）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 2 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
 - (1) この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - (2) 移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--